

本件事故当時、双葉郡内（旧緊急時避難準備区域）において建設業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	申立人の逸失利益	60,000,000 円
	弁護士費用	1,800,000 円

期 間 平成23年3月11日から平成24年2月29日まで

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金61,800,000円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

被申立人は、申立人に対し、第1項に記載の損害に対する賠償金として金2,500,000円を支払済みであることを確認する。

この既払金2,500,000円について、申立人は、被申立人に対して、清算義務を負っていること、及び次回以降の被申立人との和解時にこれを清算する予定であることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 6 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（あるいは記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月18日

（仲介委員 小西貞行）